●「ほ～むジャパン」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
●このパンフレットは「個人用火災総合保険（新価･実損払）」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご確認ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

●取扱代理店
イオン銀行
株式会社イオン銀行
〒135-0051 東京都江東区枝川1-9-6
0120-13-1089（カスタマーセンター）
ホームページアドレス　http://www.aeonbank.co.jp/

●共同取扱代理店
イオン保険サービス
イオン保険サービス株式会社
〒261-8501 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地 幕張テクノガーデンD棟10階
電話　043-274-9472
ホームページアドレス　http://www.hokenmarket.net/

株式会社 損害保険ジャパン
本店営業第三部第二課
〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1　TEL. 03（3349）3167
ホームページアドレス　http://www.sompo-japan.co.jp

（SJ09-04470 2009.10.26）

平成22年1月

損保ジャパンの火災保険

イオン銀行で住宅ローンをご利用のみなさまへ

融資住宅用火災保険

【取扱代理店】
イオン銀行

【共同取扱代理店】
イオン保険サービス

火災はもちろん、

住まいを取りまく“火災以外の事故(アクシデント)”も、ほ〜むジャパンにおまかせください!

火災保険の支払実績を見てみると、平均支払額ランキングでは火災が第1位ですが、事故件数ランキングでは水災、風災、雪災、雹(ひょう)災、落雷などの自然災害や日常のアクシデントが火災よりもずっと上位に。住まいを守るためには、幅広い備えが大切です。

実際のデータで必要な備えを考えましょう!〈損保ジャパン 平成20年度火災保険支払実績〉より

事故件数ランキング / 平均支払額ランキング

※平均支払額とは、平成20年度に損保ジャパンでお支払いした事故の支払額の平均額です。

事故種別	事故件数	順位	事故種別(平均支払額)
落　雷	26,097件	第1位	火　災
水災・風災・雪災など	22,129件	第2位	水災・風災・雪災など
盗難による盗取・損傷・汚損	11,957件	第3位	地　震
漏水などによる水濡れ	11,295件	第4位	漏水などによる水濡れ
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	10,470件	第5位	落　雷
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	8,109件	第6位	盗難による盗取・損傷・汚損
火　災	6,856件	第7位	不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)
地　震	5,776件	第8位	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突

たとえば

火災による全損時の建物平均お支払保険金

1,610万円

建物と家財 建物のみ が選べます。

ご希望により外すこともできます。

「補償があってよかった!」火災以外の事故のお支払保険金事例

事故件数2位 **水災**

事故事例 集中豪雨で自宅が床上浸水した。

お支払保険金 **152.7万円**

事故件数3位 **盗難**による盗取・損傷・汚損

事故事例 泥棒が入って窓ガラス、ドアが破損した。

お支払保険金 **91.9万円**

事故件数4位 漏水などによる**水濡れ**

事故事例 天井裏の水道管が破損し水濡れ損害が発生した。

お支払保険金 **71.1万円**

事故件数6位 **不測かつ突発的な事故**(破損・汚損など)

事故事例 物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。

お支払保険金 **26.9万円**

あなたのお住まいのピッタリプランをチェックしてみましょう!

もくじ

住まいの「もしも」に大きな安心!

ほ～むジャパン4つの特長

損保ジャパンのほ～むジャパンは、お客さまの視点から火災保険の安心を見つめ直した、新しい火災保険です。
お客さまの生活環境やライフスタイルにあわせて、幅広い補償からピッタリのプランを選択でき、受取保険金の算出方法やご契約手続き、保険証券の「わかりやすさ」もとことん追求。確かな安心が頼もしい"住まいのお守り"です。

特長1 自然災害をはじめワイドな補償が頼もしい!

ほ～むジャパンでは、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広くお守りします。
24時間万全の補償で安心をご提供します。

ひとまわり大きな安心をプラス!
セットできるオプション(各種特約)は P7 をご参照ください。

特長2 いざというときの受取保険金が違う!

建物が古くなっても全額補償!

「評価済保険」の導入(建物のみ)

ほ～むジャパンでは、ご契約時に建物の再調達価額の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いしますので、**全損時には保険金額がそのまま受取保険金となります。**
(自己負担額は差し引かれます。)

ご契約時に評価

年月が経過して…

全焼 保険金額を限度に**全額補償!**

半焼 保険金額を限度に**損害額を補償!**

〈ほ～むジャパンの場合〉
評価済 ご契約時の評価を維持します(注)。

〈従来の火災保険※の場合〉
罹災時再評価 保険金お支払時に再度評価します。

従来の火災保険※では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。ほ～むジャパンでは、建物に「評価済保険」を導入することでこの問題を解決しました。

(注)保険期間が5年を超える契約の場合、保険期間中に建築費または物価が5%を超えて下落したときは、ご契約時に定めた評価額または保険金額の調整につき、損保ジャパンからお客さまにご連絡します。

受取保険金の「期待額」と「実際の額」の違いを解消しました!

「自己負担額」が選択できます!

ここが違う!
従来の火災保険※では、損害の程度によっては損害が補償されなかったり、受取保険金が少なくなったりすることがありました。ほ～むジャパンでは、保険金額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額を全額お支払いすることで、そうしたわかりにくさを解消しました。

〈ほ～むジャパンの場合〉

お支払いする保険金 損害額 － 自己負担額 ＝ 損害保険金

0円 1万円 3万円 5万円 10万円 から選べます。

自己負担額の詳細については P6 をご覧ください。

〈従来の火災保険※の場合〉

風災	◎損害額が20万円未満の場合 → お支払いできません。 ◎損害額が20万円以上の場合 → 損害額の全額をお支払いします。
水災	損害の程度によって、お支払いできる保険金が3段階に分かれていました。

※従来の火災保険とは、損保ジャパンの新住宅総合保険をいいます。

ほ～むジャパンにご契約いただくと**無料**で使えます!

特長3 24時間駆けつけます! 水・かぎレスキュー隊

身近なトラブルの中でも特に緊急性の高い、「水まわり」と「かぎ」のSOSを無料でサポートします!
該当トラブル発生の際は、ご契約後に送付されるとりせつ(取扱説明書)記載の専用デスクへ事前にご連絡ください。

水まわりのトラブル・駆けつけサービス

たとえばこんなとき!
給排水管やトイレのつまり、故障による水のあふれなどが生じた場合に専門業者を手配し、直接応急修理を行います。

トイレのつまりの除去

給排水管などのつまりの除去
給排水管などの水漏れ応急修理

かぎのトラブル・駆けつけサービス

たとえばこんなとき!
外出時にかぎを紛失し、家に入れない場合などに専門業者を手配し、直接かぎ開けを行います。

玄関のかぎをなくしてしまった。
かぎが回らなくて開かない。

サービスご利用にあたってのご注意事項

(注1)無料サービスの対象となる応急修理とは、特殊作業を必要としない30分程度の一時的な応急修理をいい、費用は無料です。交換部品代および30分程度の応急修理を超える修理費用はお客さま負担(有料)となります。
(注2)サービスの対象は、保険の対象となる建物のうち、被保険者が専有する部分にかぎります。
(注3)トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
(注4)トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
(注5)住宅建物内のかぎ(住宅用金庫のかぎなど)の解錠は、サービスの対象外となります。
(注6)上記サービスは、平成21年9月現在のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承願います。

特長4 補償内容がひと目でわかる!「保険のとりせつ」

○×表示で補償内容がひと目でわかる証券と約款を一体化したとりせつ(取扱説明書)を作成しました!

- 証券、証券解説、約款を一冊のガイドブックとしてお届けいたします。
- お客さまのご契約内容が○×表示でひと目で確認できます。
- 「約款は字が細かくて分量も多いため読む気がしない」という声にお応えするため、お客さまが加入した補償内容だけに絞って印刷した「オンデマンド約款」としました。

4つの特長
戸建
特約
地震保険
家財
注意事項
あらまし
契約時の確認
ご注意
用語解説

それぞれの契約プランで **建物と家財** **建物のみ** が選べます。

建物(戸建)または家財を保険の対象とする場合

●「損害保険金」補償内容 ご希望の補償範囲に応じて2つの契約プランをご用意しました。

補償内容 ／ 選べる契約プラン	火災	落雷	破裂・爆発	風災、雹災、雪災	水災	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	漏水などによる水濡れ	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	盗難による盗取・損傷・汚損	不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	自己負担額※2
事故件数	第7位	第1位		第2位		第5位	第4位		第3位	第6位	
説明	失火やもらい火などによる火災の損害を補償します。	落雷による損害を補償します。	ガス漏れなどによる破裂・爆発などの損害を補償します。	風、雹、雪などによる損害を補償します。	台風や集中豪雨による洪水などの水災による損害を補償します。	自動車の飛び込みなどによる損害を補償します。	給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。	集団行動などに伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。	盗難による盗取や損傷・汚損などの損害を補償します。	誤って自宅の壁を壊した場合などの偶然な事故による損害を補償します。	
おすすめ ベーシック(I型)※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0円（下記⚠参照）
ベーシック(II型)※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補償されません	0円（下記⚠参照）

※1 上記以外のプランも販売しています。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

＋ 自動的にセットされます

●「費用保険金」補償内容

全プラン共通で自動的にセットされる各種費用の補償です。

損害防止費用
火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。

地震火災費用保険金
地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金
損害保険金が支払われる場合に損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、実際にかかった費用をお支払いします。

水道管修理費用保険金
専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損壊は含みません。)
保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。

＋

臨時費用保険金※2
損害保険金にプラスしてお支払いします。
損害保険金×30% 限度額300万円

ほ～むジャパンには原則付帯されます。
ご希望により外すこともできます。

地震保険

さらにプラス

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失が生じた場合に保険金をお支払いします。

地震保険について
詳しくは p8 へ ▶

ひとまわり大きな安心をプラス!
さらに補償を拡げるオプション(各種特約)は p7 へ

※2 上記以外の自己負担額、臨時費用保険金のパターンもお選びいただけます。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

家財を保険の対象とした場合のご注意

①お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。
貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物、その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの(以下「貴金属・宝石等」といいます。)や、稿本や設計書などは、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されなければ補償されません。またこれらのものは、明記物件といい、損害額の算出は時価額を基準とします。

②明記し忘れた貴金属・宝石等の取扱い
貴金属・宝石等を保険証券に明記し忘れた場合であっても保険期間を通じて1回の事故にかぎり、これを保険の対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

③盗難の補償限度額(損害額を限度に以下のとおりお支払いします。)
■明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。
■通貨、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。

事故の種類	限度額
通貨・印紙・切手・乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

プラン選びのポイント

「✕ 補償されません」の場合、このような事故で保険金を受け取ることはできません。

「不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)」事故事例
物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。

お支払保険金 **26.9万円**

自己負担額とは

上記の補償(費用保険金は除きます。)に対する損害では、下記の算式によって損害保険金をお支払いします。ただし保険金額が上限となります。

損害額 － 自己負担額 ＝ 損害保険金

自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)の自己負担額は1万円となります。

臨時費用の使用例

ガス漏れが原因で火災が発生。すぐに消し止めたが修復に300万円かかったうえ、修理までの10日間ホテルに宿泊せざるを得なかった。

お支払いする保険金 **390万円**
損害保険金 300万円 ／ 臨時費用保険金 90万円

火災による損害に伴って発生した費用
修復費用 300万円
ホテルの宿泊費用 40万円 ／ 原因調査費用 10万円 ／ ガス漏れ検知器付きセキュリティ装置の購入費用 40万円
臨時費用保険金を充当

臨時費用保険金で**ガス漏れ検知器付きのセキュリティ装置を購入**した。これにより以降はガス漏れの心配がなくなった。

(注1)価額協定保険特約をセットしない場合、保険金のお支払いは下記のとおりとなります。

$$\text{損害額(損害防止費用の場合は「実費」)} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価)} \times 70\%}$$
(保険金額または損害額(損害防止費用の場合は「実費」)のいずれか低い額限度)

(注2)保険金額が保険価額を超える場合は、「保険金額」を「保険価額」と読み替えます。

保険金をお支払いできない主な場合は p10 をご参照ください。▶

4つの特長　戸建　特約　地震保険　家財　注意事項　あらまし　契約時の確認　ご注意　用語解説

ひとまわり大きな安心をプラス!

主な特約（オプション）

いざというとき"プラスアルファ"の安心を手にしていただける特約です。ぜひ追加のご加入をご検討ください。

賠償責任が心配な方へ

おすすめ

個人賠償責任特約

日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。
なお、保険金額は下表のいずれかからお選びいただけます。

保険金額	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円
自己負担額	主契約の自己負担額に関係なく0円			

※国内外の事故にかかわらず補償します。

ご近所付き合いを円滑にするために

類焼損害特約

お住まいからの失火でお隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の賠償責任がなくても、お隣の住宅や家財を補償する特約です。

※このオプションによってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被ったお隣の家屋などの所有者となります。通常、隣家の方はこの保険契約の内容をご存じないため、事故が発生した際、ご契約者さまから、この保険内容をお伝えいただくとともに、損保ジャパンへ類焼損害の発生をご通知いただくなどのお手続きが必要となります。

地震火災の補償をさらに充実したい方へ

地震火災特約（地震火災30プラン 地震火災50プラン）

保険期間5年以下の契約にかぎりご加入いただけます。

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、地震保険、主契約の地震火災費用とあわせて、地震火災50プランでは、最大で火災保険金額の100%、地震火災30プランでは、最大で火災保険金額の80%まで補償します。

※詳細につきましては P8 下段の地震火災特約の説明をご確認ください。

持ち出した家財の損害などが心配な方へ

携行品損害特約（自己負担額1万円）

保険期間5年以下の契約にかぎりご加入いただけます。

保険証券記載の建物（敷地内を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※保険の対象に家財が含まれる場合にかぎります。

※国内外の事故にかかわらず補償します。

※ご契約いただく条件などによっては、上記特約をセットしていただけない場合もございます。なお、複数のご契約に上記特約をセットした場合、補償に重複が生じることがありますので、ご注意ください。
各特約をセットしていただく条件や、補償内容の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

災害後の暮らしをしっかりサポート

地震保険（原則付帯）

地震保険は原則付帯となりますが、ご希望により外すこともできます。

地震保険に加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害や、火災（発生原因を問いません。）が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償の対象となりません。

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その地域に所在する建物または家財についてでは地震保険をご契約になれませんのでご注意ください。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例

		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
建物	全損	主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害の額が、その建物の時価額の50%以上となった場合または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となったとき	建物の地震保険金額の100%（時価額が限度）
	半損	主要構造部（前記に同じ）の損害の額が、その建物の時価額の20%以上50%未満となった場合または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となったとき	建物の地震保険金額の50%（時価額の50%が限度）
	一部損	主要構造部（前記に同じ）の損害の額が、その建物の時価額の3%以上20%未満となった場合または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け、損害が生じた場合で、全損・半損に至らないとき	建物の地震保険金額の5%（時価額の5%が限度）
家財	全損	損害の額が家財全体の時価額の80%以上となった場合	家財の地震保険金額の100%（時価額が限度）
	半損	損害の額が家財全体の時価額の30%以上80%未満となった場合	家財の地震保険金額の50%（時価額の50%が限度）
	一部損	損害の額が家財全体の時価額の10%以上30%未満となった場合	家財の地震保険金額の5%（時価額の5%が限度）

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減されることがあります。（平成21年9月現在）　※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

地震保険のご加入にあたって

◎地震保険の対象となるもの

居住用の建物	住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。
家　財	ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等（明記物件）は地震保険の対象になりません。

◎地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。
ほ～むジャパンに付帯して地震保険をお申し込みください。
※保険期間の途中から地震保険を追加することができます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◎地震保険の保険金額

建物・家財ごとに主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で決めていただきます。ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。2世帯以上の居住するアパート等の場合は、世帯（戸室）数に5,000万円を乗じた合計金額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。（地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して上記限度額を適用します。）

◎地震保険の割引制度

所定の確認資料のご提出により、以下の割引が適用される場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●建築年割引　●耐震等級割引　●免震建築物割引　●耐震診断割引

プラス

地震火災特約（地震火災30プラン・地震火災50プラン）　地震等による火災の補償をさらに充実!

この特約をセットすることで、地震等による火災で建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、地震保険、主契約の地震火災費用とあわせて、地震火災50プランでは、最大で火災保険金額の100%、地震火災30プランでは、最大で火災保険金額の80%まで補償します。ただし、地震により建物が倒壊した後に、火災による損害が生じた場合は、お支払いの対象外となりますので、ご注意ください。

※地震保険を限度額までご契約の場合のみお選びいただけます。※臨時費用保険金なしを選択された場合、この特約はセットできません。
※保険期間が5年以内の場合に限ります。
※ベーシック（Ⅱ型）のご契約の場合、この特約はセットできません。

家財の補償もお忘れなく!!

建物のみ の補償だけでは、生活の立て直しに多額の費用が発生します。

家具や家電製品などの家財（生活用の動産）は、建物とは別に家財を保険の対象としてご契約いただかなければ、損害を受けても保険金が支払われません。

建物と家財 それぞれに火災保険をかけた場合

建物　家財

補償されます。　補償されます。

建物のみ に火災保険をかけた場合

ほ〜むジャパンの家財の保険では

再調達価額の範囲内で自由に保険金額を設定できます。

家財の評価額の全額を補償しようとすると保険料の負担が大きくなるし、かといって一部しか加入しないと損害額の一部しか支払われないし…とお考えのお客さまのニーズにお応えします。再調達価額の範囲内で自由に保険金額を設定できます。

■「再調達価額1,500万円」「時価額1,000万円」の家財をお持ちで、「保険金額600万円」に設定した場合の受取保険金の違い

〈ほ〜むジャパンの場合〉
保険金額を限度に損害額全額をお支払い!
（自己負担額は差し引かれます。）

〈従来の火災保険※の場合〉
損害額を下回る金額で不十分…

※従来の火災保険とは、損保ジャパンの新住宅総合保険（価額協定保険特約をセットしない場合）をいいます。

家財の再調達価額の目安

思っている以上に家財は高額です。（平成21年9月現在）

ご家族構成		2名 大人のみ	3名 大人2名 子供1名	4名 大人2名 子供2名	5名 大人2名 子供3名	独身世帯
世帯主の年齢	25歳前後	540万円	620万円	700万円	800万円	310万円
	30歳前後	730万円	830万円	890万円	990万円	
	35歳前後	1,040万円	1,130万円	1,190万円	1,310万円	
	40歳前後	1,260万円	1,360万円	1,440万円	1,540万円	
	45歳前後	1,440万円	1,540万円	1,600万円	1,710万円	
	50歳前後（含以上）	1,530万円	1,620万円	1,680万円	1,790万円	

※上の表にない家族構成の場合は、大人（18歳以上）1名につき130万円、子供（18歳未満）1名につき80万円を加減算してください。

保険金をお支払いできない主な場合

ご注意! 以下の事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。
必ずご確認ください。詳細については普通保険約款および特約をご確認ください。

1 次の❶から❼までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

❶保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
❷被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者（注2）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
❸被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
❹保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失
❺保険の対象である家財が保険証券記載の建物（保険の対象である家財を収容している付属建物を含みます。）外にある間に生じた事故
❻運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
❼P11 1.損害保険金の①から⑥までの事故または P12 2.費用保険金の①地震火災費用保険金の事故の際における保険の対象の盗難

2 次の❶から❸までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用（注3）に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、次の❷に該当する場合であっても地震火災費用保険金（P12 2.費用保険金の①）については、保険金をお支払いします。

❶戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
❷地震もしくは噴火またはこれらによる津波
（地震保険を付帯することで、補償することができます。
詳細につきましては、P8 地震保険をご参照ください。）
❸核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

3 次の❶から⓲までのいずれかに該当する損害に対しては、不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）（P11 1.損害保険金の⑨）の損害保険金をお支払いできません。

❶差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
❷被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
❸保険の対象に対する加工・修理等の作業（保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。）中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
❹保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
❺詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
❻土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
❼保険の対象のすり傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または保険の対象の汚損（落書きを含みます。）であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
❽義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
❾楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
❿楽器の音色または音質の変化
⓫風、雨、雹（ひょう）もしくは砂塵（じん）の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害
⓬移動電話（PHSを含みます。）等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
⓭携帯電子機器（ラップトップまたはノート型パソコン、電子辞書、携帯ゲーム機等をいいます。）およびこれらの付属品について生じた損害
⓮電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
⓯動物または植物について生じた損害
⓰自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
⓱保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
⓲保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた事故を除きます。

（注1）保険契約者、被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）その者（被保険者でない保険金を受け取るべき者）
被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）❶から❸までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用
❶から❸までの事由によって発生した P11 1.損害保険金の①から⑨、P12 2.費用保険金の①から④に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用をいいます。また、発生原因がいかなる場合でも P11 1.損害保険金の①から⑨、P12 2.費用保険金の①から④に掲げる事故が❶から❸までの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。

（注4）核燃料物質
使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質（注4）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

1.損害保険金

選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり保険金をお支払いします。

事故の区分（損害保険金）	保険金をお支払いする場合	お支払いする損害保険金の額
①火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合	【建物】 次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。 損害額※ － 自己負担額 ＝ 損害保険金 ※損害額とは、新価を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。（協定再調達価額限度） 建物のみが保険の対象である場合は、⑧の通貨、預貯金証書等の盗難は補償されません。 【家財(注6)】 次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。 損害額※ － 自己負担額 ＝ 損害保険金 ※損害額とは、再調達価額（新価）を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。（再調達価額限度）ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。 明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。 通貨、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額を支払います。 事故の種類：通貨・印紙・切手・乗車券等の盗難／限度額：20万円 事故の種類：預貯金証書の盗難／限度額：200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
②風災(注1)、雹災、雪災(注2)	風災(注1)、雹災または雪災(注2)によって保険の対象が損害(注3)を受けた場合	
③水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の（ア）または（イ）のいずれかに該当する場合 （ア）保険の対象である建物または家財にそれぞれ再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 （イ）保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(注4)を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合	
④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。	
⑤漏水などによる水濡れ	次の（ア）もしくは（イ）のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（水が溢れることをいいます。）による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。 （ア）給排水設備に生じた事故。ただし、その給排水設備自体に生じた損害を除きます。 （イ）被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故	
⑥騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動(注5)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合	
⑦盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用（以下「回収に要した費用」といいます。）は損害額に含みます。	
⑧通貨、預貯金証書等の盗難 ※家財が保険の対象に含まれる場合のみ補償します。	家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等（有価証券およびその他これらに類する物を除きます。）の盗難。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の（ア）および（イ）に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の（ウ）に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額に含みます。ただし、その再調達価額を限度とします。 （ア）保険契約者または被保険者が、盗難を知った後遅滞なく預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 （イ）盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 （ウ）保険契約者または被保険者が、盗難を知った後遅滞なく乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。	
⑨不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）	不測かつ突発的な事故（①から⑧までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。）によって、保険の対象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。（P10 3 の保険金をお支払いできない主な場合もご参照ください。）	

（注1）風災　台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。

（注2）雪災　豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。

（注3）風災・雹災・雪災による損害　雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災(注1)、雹災または雪災(注2)によって直接破損したために生じた場合にかぎります。

（注4）床上浸水　居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。）より45cmを超える浸水をいいます。

（注5）騒擾およびこれに類似の集団行動　群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、P10 2 の❶の暴動に至らないものをいいます。

（注6）家財　家財に動物が含まれている場合は、その動物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡したときにのみ保険金をお支払いします。また、家財に鑑賞用植物が含まれている場合は、その鑑賞用植物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死（その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。）したときにのみ保険金をお支払いします。

2.費用保険金

費用の区分（費用保険金）	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
損害防止費用	保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用(注)を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。 （注）たとえば、保険の対象に火災が発生した際の以下の費用が該当します。 ・消火活動に使用した消火器の再取得費用 ・消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ・消火活動に従事した方の着用物の修理費用または再取得費用　など ただし、消火活動に伴う人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。	実費
①地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が以下の（ア）または（イ）のいずれかに該当する場合。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 （ア）保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき(※1)。 （イ）保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物（共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室）が半焼以上となったとき(※1)、またはその家財が全焼となったとき(※2)。 ※1 建物が半焼以上となったとき　建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 ※2 家財が全焼となったとき　家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には明記物件は含みません。	保険金額×5%
②残存物取片づけ費用保険金	P11 1.損害保険金の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取片づけに必要な費用が発生した場合	実費（損害保険金×10%限度）
③水道管修理費用保険金 ※保険の対象が家財のみの場合は補償されません。	保険の対象が建物の場合、建物の専用水道管が凍結によって損壊※を受け、これを修理した場合。ただし、区分所有建物の共有部分の専用水道管にかかわる修理費用に対しては、水道管修理費用保険金はお支払いしません。 ※パッキングのみに生じた損壊を除きます。	実費（1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。）
④臨時費用保険金	P11 1.損害保険金の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合（臨時費用なしを選択された場合は補償されません。）	損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。

3.特約

セットした特約に応じて以下のとおり保険金をお支払いします。

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
個人賠償責任特約	日本国内外において発生した以下のいずれかの場合（職務遂行に起因する場合等を除きます。） ●被保険者※が日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者※の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を破壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ※被保険者とは、被保険者、その配偶者（内縁を含みます。）、被保険者もしくはその配偶者（内縁を含みます。）と同居の親族または別居の未婚の子をいいます。 （注）損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など（1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。）
類焼損害特約	保険の対象の建物もしくはその収容家財または、保険の対象の家財もしくはそれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、お隣の住宅・家財が損害を受けた場合。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。	お隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。（契約年度ごとに1億円を限度とします。）
地震火災30プラン	地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が半焼以上となった場合または保険の対象である家財が全焼となった場合（地震により建物が倒壊した後に火災による損害が生じた場合を除きます。）	保険金額×25%（地震火災費用保険金と合算で、保険金額×30%をお支払いします。）
地震火災50プラン		保険金額×45%（地震火災費用保険金と合算で、保険金額×50%をお支払いします。）
携行品損害特約	保険証券記載の建物（敷地内を含みます。）外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合	損害額－1万円（自己負担額） （契約年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。盗難の場合の限度額は、下段【別表】を参照してください。）

【別表】盗難の補償限度額

■明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。
■通貨・預貯金証書・印紙・切手・乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき、20万円または保険金額のいずれか低い額を限度として、損害の額を支払います。

ご契約時にご確認いただきたいこと

① 保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。
貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書など（明記物件といいます。）は、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記しなければ補償されません。

建物

家財

明記物件

② 保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の用途について

ほ～むジャパンでご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅（共同住宅※1を含みます。）、併用住宅※2です。住居部分のない専用店舗はご契約になれません。

※1 共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。
※2 併用住宅とは、住居と住居以外の用途（事業）に併用される建物をいいます。

専用住宅

共同住宅

併用住宅

専用店舗

③ 保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に申込書に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。

お客さま
申込人（ご契約者）

保険の対象の所有者

④ 保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の所在地について

保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に申込書に記載する必要があります。

お客さま住所
申込人（ご契約者）の住所

保険の対象の所在地

⑤ 保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の構造について

ほ～むジャパンの構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

以下の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

1. 木造構造であっても以下の①～③のいずれかに該当する場合は、T構造となります。（共同住宅を除きます）
   ①耐火建築物　②準耐火建築物　③省令準耐火建物
   上記に該当する場合は、所定の確認が必要となります。
2. H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

構造		内容
M構造		1.下記の(a)～(d)のいずれかに該当する共同住宅 (a)コンクリート造建物　(b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物　(d)石造建物 2.耐火建築物の共同住宅
T構造		1.下記の(a)～(e)のいずれかに該当する建物 (a)コンクリート造建物　(b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物　(d)石造建物　(e)鉄骨造建物 2.耐火建築物　3.準耐火建築物　4.省令準耐火建物
H構造		M構造およびT構造に該当しない建物

⑥ 保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

1. 建物の保険金額
保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした再調達価額で評価を行います。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。ただし、評価額の10％未満の額を保険金額とすることはできません。

2. 家財の保険金額
保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした再調達価額で評価を行います。再調達価額の目安については、P9の「家財の再調達価額の目安」を参照してください。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。

3. 明記物件の保険金額
明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価額を基準に算出します。

ご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、以下の①から⑥までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①建物の構造用途の変更	②保険の対象の移転
③住居部分がなくなった	④建物の建築年月
⑤建物内の職作業 作業規模の変更	⑥割増引の変更（地震保険の割引、公有物件割引等を適用された場合）
⑦保険の対象の譲渡 →	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。 事前にご連絡がない場合は、契約が失効しますので、ご注意ください。 なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、ただちにご連絡ください。
⑧ご契約者の住所・通知先変更 →	保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、ただちにご連絡ください。 ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。
⑨上記以外の変更 →	上記以外の変更をご希望の場合は、あらかじめご連絡ください。

ご通知をいただいた後の契約の取扱い
上記通知をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。
ア. 日本国外に保険の対象が移転した場合　イ. 住居部分がなくなった場合

債務者集団扱について

債務者集団扱契約としてご契約いただけるのは、契約者および保険の対象がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

保険契約者	住宅ローン等の債務者の方	
保険の対象	建物	住宅ローン等により取得した建物、または抵当権設定等の債権保全措置が講じられた建物
	家財	上記建物に収容された家財

クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回（以下、クーリングオフといいます。）を行うことができます。なお、次のご契約はクーリングオフができませんのでご注意ください。

クーリングオフができないご契約
1. 保険期間が1年以内のご契約（自動継続特約をセットした契約を含みます。）
2. 営業または事業のためのご契約
3. 法人または社団・財団等が締結したご契約
4. 質権が設定されたご契約
5. 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
6. 通信販売特約により申し込まれたご契約

このパンフレットについて

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約者（加入者）と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

事故が起こった場合

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく、損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談の上、交渉をおすすめください。ご連絡先はパンフレット裏面をご確認ください。また、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の80％に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その損害が発生したときに終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は失効します。ご契約が終了した場合は、払込方法によって手続きが異なりますので、詳細につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

取扱代理店について

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。なお、取扱代理店は法令等に抵触してお客さまに損害を与えた場合、取扱代理店としての販売責任を負います。

金融機関が取扱代理店となる場合

金融機関が取扱代理店となる場合、この保険契約のお申込みの有無が、金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
なお、「ほ～むジャパン」は損害保険であり預金等ではありません。したがいまして、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払いの対象とはなりません。

引受保険会社が破綻した場合は

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険証券について

保険証券（質権設定契約の場合は保険証券（写））は、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券（質権設定契約の場合は保険証券（写））が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。また、保険証券（質権設定契約の場合は保険証券（写））に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ（http://www.sompo-japan.co.jp）に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額調整等に関する追加特約について

建物を対象とした保険期間が5年を超える新価・実損払（評価済）契約の場合、保険期間中に建築費または物価が5％を超えて下落したときは、ご契約時に定めた再調達価額（協定再調達価額）または保険金額の調整につき、損保ジャパンからお客さまに連絡いたします。その際には、調整額に応じた保険料の返還を行います。保険金額調整等に関する追加特約に規定する物価変動率については、以下のホームページをご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
http://www.sompo-japan.co.jp/info/kasai/

わからないコトバはここでチェック!

保険用語の解説

保険契約者／契約者

保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。

再調達価額

損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
協定再調達価額とは再調達価額を基準として、当会社と保険契約者または被保険者との間で評価をし、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。

被保険者

補償を受けられる方のことをいいます。基本的には保険契約者と同一ですが、別の方となる場合もあります。
保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。

時価額

再調達価額による評価額から、年数の経過による減価や使用による消耗分を差し引いた額を基準にした評価額です。

保険の対象

保険をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に保険金額を設定してご契約をする必要があります。たとえば建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。

自己負担額

保険金をお支払いする事故が発生した場合に、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。

保険金額

保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことで、お支払いする保険金の限度額となります。

告知事項

保険契約に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって保険会社が契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。

保険金

保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

通知義務

ご契約以降に、ご契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。たとえば、住居を店舗に改築した場合などが該当します。

保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。保険契約の申し込みをしても、払込期日までに保険料のお支払いがなければ、補償はされません。

敷地内

同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。(塀などの囲いの有無を問いません。)また、公道、河川が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

MEMO

M E M O

のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで、損保ジャパンがトータルにサポートします。

万一、事故にあわれたら

事故にあわれたときは、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、次の夜間・休日事故サービスセンターへご連絡ください。

夜間・休日事故サービスセンター

（株）損保ジャパン・ハートフルライン社が運営しています。

【受付時間】◆平日：午後5時〜翌日午前9時
◆土日祝日：24時間（12月31日〜1月3日を含みます。）

0120-727-110

商品に関するお問い合わせ

●損保ジャパン公式ホームページ「よくあるご質問」（※平成21年11月公開）

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」と損保ジャパンからの回答を、インターネットでご覧いただけます。

◆パソコン版はこちら
http://www.sompo-japan.co.jp
損保ジャパン 検索

◆携帯電話版はこちら
http://m.sompo-japan.co.jp

※iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ対応
※一部機種ではご利用いただけない場合があります。

●お客さまフリーダイヤル

【受付時間】◆平日：午前9時〜午後8時
◆土日祝日：午前9時〜午後5時（12月31日〜1月3日は休業）

0120-222-882

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・損保ジャパン営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。